

P T A 会 則

八王子市立打越中学校 P T A

《八王子市立打越中学校 P . T . A 会則》

第一章 名称および事務所

- 第1条 この会は、八王子市立打越中学校 P . T . A という。
この会の事務所は、東京都八王子市打越町 3 4 9 - 1 を所在地とする八王子市立打越中学校（以下本校という）内におく。
この会の設立年月日は、昭和 6 3 年 5 月 1 4 日とする。

第二章 目的

- 第2条 この会は、会員が協力して、家庭、学校および地域社会における生徒のしあわせな成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第三章 方針および活動

- 第3条 この会の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。
1. 家庭、学校および地域の連携を密にして生徒の教育的環境をよりよいものとする。
 2. この会の名において特定の政党や宗教を支持したり反対したり、また営利を目的とする活動を行わない。
 3. 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第四章 会員

- 第4条
1. この会の会員は、本校に在籍する生徒の父母、またはそれに代わる者および教職員とする。
 2. この会の会員は、この会の活動で使用する名簿等の作成に協力する。
 3. この会の退会は、次の通りとする。
 - (1) (自動退会) 子の卒業または勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。
 - (2) (任意退会) 転居または自由意志によって退会する者は、事務局に申し出ることとする。

第五章 会計

- 第5条 この会を運営するための必要経費として会員より協力金を徴収する。徴収方法および納入金額については細則で定める。
- 第6条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第六章 事務局

- 第7条 この会に事務局をおき、次の事務局委員をおく。
- 事務局長 1名 (保護者)
- 事務局委員 保護者 15名以上、教職員 2名以上
- 第8条 事務局委員は、自薦および抽選により選出し、総会の承認を経て決定する。
- 第9条 事務局委員の任期は原則として二年とする。
- ただし、やむを得ない事情がある場合は一年とすることも可能とする。
- また、再任を妨げない。再任は三年を限度とするが、教職員はこの限りではない。
- 第10条 事務局委員のうち、以下の委員の任務は、次の通りとする。
1. 事務局長は、この会を代表し、総会、運営委員会を招集する。
 2. 各担当代表は、各担当業務において事務局長の代理または代行をする。

第七章 会計監査

- 第11条 この会に2名(保護者)の会計監査をおく。ただし会計監査は、事務局委員を兼ねることはできない。
- 第12条 会計監査は、事務局委員選出後に、自薦、または抽選により選出され、総会の承認を経て決める。
- 第13条 会計監査の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第14条 会計監査は、この会の会計を監査する。

第八章 総会

第15条 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関とする。

第16条 総会には、定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度始めに開き、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の過半数の要請があったときに開く。

第17条 総会の開催形式は対面の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等より事前に事務局が定め、会員へ周知する。

また会員は、事務局が定める方法により意見表明ができる。

第18条 総会の議事は開催方法に依らず、会員数の過半数の同意により決める。

第19条 総会は、次のことを行う。

1. 前年度の活動報告および決算報告と承認
2. 事務局長、事務局委員および会計監査の承認
3. 新年度の活動計画および予算の承認
4. 会則改正の承認
5. その他必要事項の承認

第九章 運営委員会

第20条 運営委員会は、事務局長および事務局委員で構成する。

第21条 運営委員会は、次のことを行う。

1. 総会の決定事項の推進
2. 総会の議案に関すること
3. 事務局および運営委員会の欠員補充の提案と決定
4. 細則の制定と改正の承認
5. その他必要事項

第十章 個人情報の取り扱い

第22条 (個人情報の取り扱い) この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については、個人情報保護法に基づき、適正に運用するものとする。

第十一章 付則

第23条 学校長は、すべての会議に出席し意見を述べる事ができる。

第24条 この会則は、昭和63年5月14日より施行する。

1. 平成元年 5月13日改正施行
2. 平成10年 5月 2日改正施行
3. 平成20年 3月12日改正施行
4. 平成24年 5月11日改正施行
5. 平成30年 5月12日改正施行
6. 令和 6年12月 6日改正施行
7. 令和 7年 5月28日改正施行
8. 令和 8年 3月19日改正施行

《 細 則 》

第一章 協力金

- 第1条 協力金は一括払いでの納入とし、一家庭につき一口年額3,000円とする。
- 第2条 協力金の納入は本会入会の条件とししない。
- 第3条 二口以上の支払者については、事務局委員を免除とする。
- 第4条 年度途中の退会はいかなる場合でも返金を行わない。

第二章 慶弔規定

- 第5条 本会の会計から、以下に挙げる慶弔費等の支出は行わない。
1. 教職員本人、およびその家族の場合の香料および弔電費用
 2. 生徒、生徒の保護者およびその家族死亡の場合の香料および弔電費用
 3. 教職員の祝金および祝電等の費用
 4. 教職員の転退職者への餞別および記念品等購入費用

第三章 顧問

- 第6条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。
- 第7条 顧問は本会事務局委員、または従来の本部役員経験者とする。
また、在校生の保護者でなくとも可能とするが、その場合は議決権を持たない。
- 第8条 顧問は事務局長が指名および解任し、事務局で承認し、総会もしくは運営委員会で報告する。
- 第9条 顧問の役務については、役員会で決定する。

第四章 事務局活動費

- 第10条 事務局委員について、以下に記載の事務局の役務実施に応じて、以下のとおり活動費を支給する。
1. 役務の対象は、各担当任務ごとの事務局活動、およびその準備にかかる打ち合わせへの出席とする。
 2. 各学期毎に役務実施有無を確認の上、徴収した協力金の3分の1にあたる1,000円を学期毎に支給する。
 3. 学区外での会議や活動等を行った場合は、1回につき500円を支給する。

第五章 付則

- 第11条 この細則は、全体委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。
- 第12条 この細則は、平成6年4月1日より施行する。
1. 平成10年 5月 2日改正施行
 2. 平成16年 2月 4日改正施行
 3. 平成17年 3月15日改正施行
 4. 平成18年 4月28日改正施行
 5. 平成20年 5月 3日改正施行
 6. 平成21年 5月 2日改正施行
 7. 平成22年 5月 7日改正施行
 8. 平成27年 5月15日改正施行
 9. 平成29年 3月11日改正施行
 10. 平成30年 4月21日改正施行
 11. 令和 6年12月 6日改正施行
 12. 令和 7年 5月28日改正施行
 13. 令和 8年 3月19日改正施行